

総務環境委員会 説明資料

平成29年6月30日

大気環境目標値について

目 次

1	大気環境目標値に係る経緯等	1
2	大気環境の現況	2
3	部会における審議の概要	4
4	今後のスケジュール	8

環 境 局

1 大気環境目標値に係る経緯等

(1) 趣旨

大気環境目標値は、市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保するため、大気の汚染に関して維持されるべき目標値として、名古屋市環境基本条例に基づき設定している。

(2) 経緯

時 期	内 容
昭和44年2月	国が環境基準を初めて設定
昭和49年6月	名古屋市公害防止条例に基づく大気環境目標値を初めて設定
平成17年7月	名古屋市環境基本条例に基づく大気環境目標値を設定(現行)
平成21年9月	国が微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準を設定
平成27年9月	大気環境目標値の見直しとPM2.5対策等について名古屋市環境審議会に諮問
平成29年5月	第5回名古屋市環境審議会大気環境目標値部会において、第一次報告を中間とりまとめ

(3) 環境目標値の基本的な考え方

名古屋市環境審議会答申「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な考え方について」(平成14年7月)の考え方は以下のとおりである。

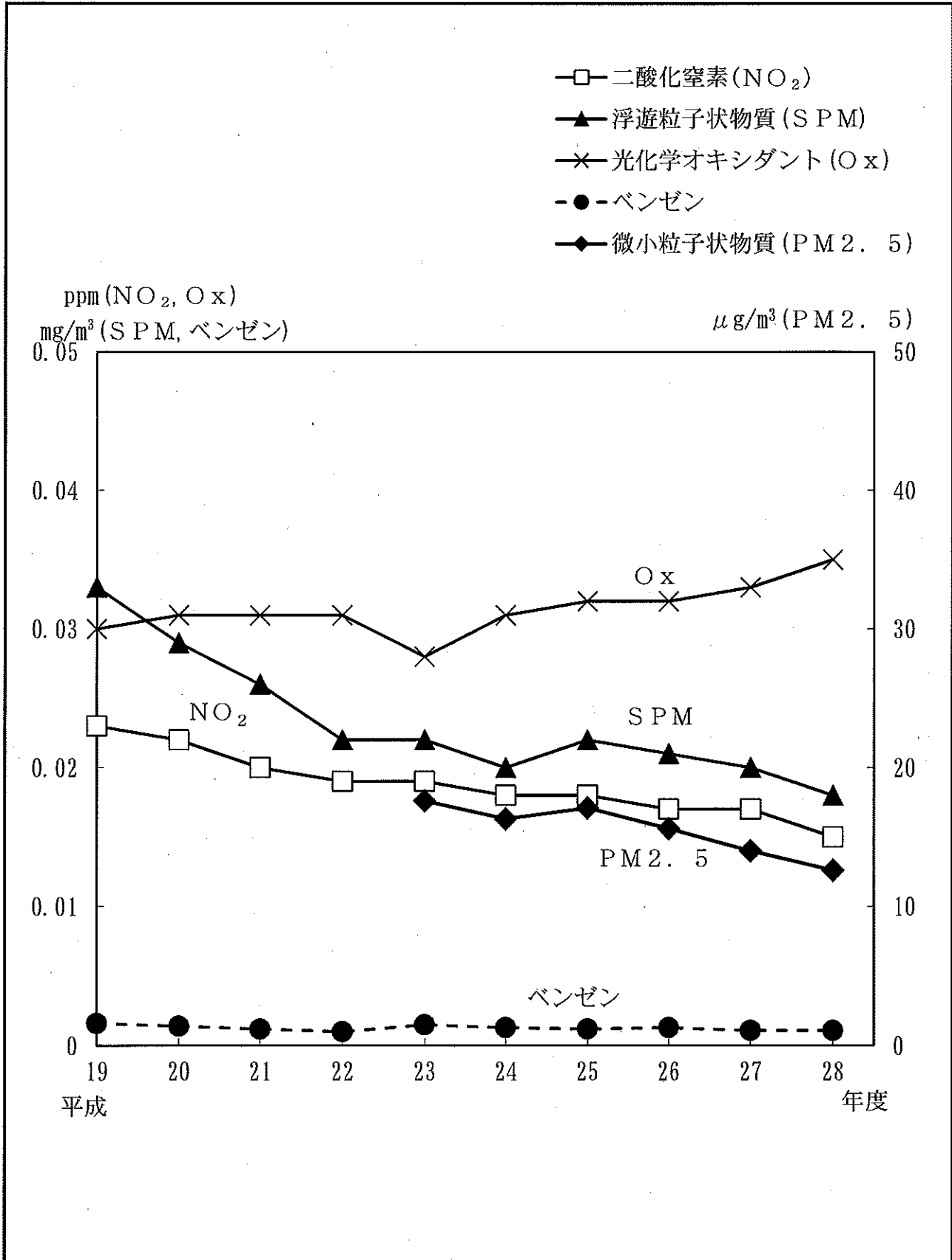
- ア 人の健康の保護に関する項目については、国の環境基準に準じて設定すべきである。ただし、現行水準を下回ることがあってはならない。
- イ 生活環境の保全に関する項目については、地域の実情に応じ、可能な限り、国の環境基準の上乗せ、横だし措置となるよう設定すべきである。
- ウ 市は、市民に分かりやすい自然環境指標の開発に努めることが望ましい。
- エ 目標値には達成目途(年次)を明記するとともに、必要があれば、別に当面の目標を定めるなど、段階的な達成を目指すことも視野にいたした対応が必要である。

2 大気環境の現況

(1) 主な大気汚染物質の環境基準及び環境目標値の達成状況

物質名	上段：環境基準	達成状況
	下段：環境目標値	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下	平成22年度から全測定局で達成 している。
	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下	
浮遊粒子状 物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下、かつ、 1時間値が0.20 mg/m ³ 以下	過去10年間、一部の測定局では 達成していない年がある。最近 では、平成27年度に3測定局で 達成していない。
	(環境基準と同じ)	
光化学 オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下	過去10年間、全測定局で達成し ていない。
	(環境基準と同じ)	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下	過去10年間、全測定局で達成し ている。
	(環境基準と同じ)	
微小粒子状 物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下、 かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	平成23年度から測定を開始し、 平成28年度に初めて全測定局で 達成している。

(2) 年平均値の推移



3 部会における審議の概要

(1) 環境目標値の見直しに当たっての考え方

ア 市民の健康の保護に係る目標値

健康の保護に関する現行の環境目標値を以下の考え方をもとに見直す。

- (ア) 環境基準が定められている物質のうち、環境基準が過去10年で達成されていない物質について設定
- (イ) 環境目標値の値については、人の健康に関する点で考えれば、全国一律であるべきで、環境基準に準じて設定
- (ウ) 排出量調査結果やシミュレーション結果を考慮して設定
＜シミュレーション内容＞
 - ・NO₂及びSPMについて、現状の対策に加え、市が実施可能な対策を実現したと想定し、将来（平成35年度）の環境濃度を予測

イ 快適な生活環境の確保に係る目標値

生活環境の保全に関する環境目標値を以下の考え方をもとに新たに設定する。

- (ア) 現状では、大気汚染物質によっては健康の保護に係る現行の目標値を達成できるようになってきたことを踏まえ、より一層、大気環境を改善するための政策目標として、快適な生活環境の確保に係る目標値を設定
- (イ) 快適な生活環境のイメージとして、本市のような大都市では、大気が澄んでいて、遠くが見通せるような状態ととらえ、このような状態が多くなることを目指す目標値を設定
- (ウ) 試験的に実施した視程調査では、天候が晴れのときは、SPM濃度が低いほど、遠くが見通しやすく、はっきりと見ることができたため、SPMについて目標値を設定
- (エ) 目標値は、遠くがはっきり見える状態を現状より2倍程度に増加することを目指すように設定

注 視程調査：目視や撮影した写真により、短・中・長距離の目標物の見え具合を評価するもの

(2) 環境目標値の見直し

ア 現行

(ア) 市民の健康の保護に係る目標値

物質名	目標値	達成時期
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下	早期に達成するよう努める。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、 かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下	達成し、維持するよう努める。
光化学オキシダ ント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下	早期に達成するよう努める。
ベンゼン	年平均値が3μg/m ³ 以下	達成し、維持するよう努める。

(イ) 快適な生活環境の確保に係る目標値
定めていない。

イ 見直し(案)

(ア) 市民の健康の保護に係る目標値

物質名	目標値	達成時期
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下	平成35年度
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、 かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下	平成35年度
光化学オキシダ ント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下	早期に達成するよう努める。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下、 かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	達成し、維持するよう努める。

注 ベンゼンは環境目標値を定めない。

(イ) 快適な生活環境の確保に係る目標値

物質名	目標値	達成時期
浮遊粒子状物質 (SPM)	1年平均値が0.015mg/m ³ 以下	達成し、維持するよう努める。

(3) 環境目標値の達成に向けて拡充する取組

事 項	主な内容
工場・事業場の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全協定等を活用した大気汚染物質の排出量の抑制 ○揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・VOCの排出抑制を考慮した協定の拡充 ・炭化水素系物質の規制の徹底 ・化学物質の適正管理に関する届出を活用した立入検査
建設機械等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○工事における排出ガス対策型建設機械の原則使用
自動車排出ガス対策	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料電池自動車(FCV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・電気自動車(EV)の導入促進 ○県要綱に基づく自動車NO_x・PM法非適合車の流入抑制の周知徹底 ○最新規制適合自動車への買い換え促進
調査研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○PM_{2.5}に関する発生源や高濃度化現象の解明のため、引き続き、大学等との共同研究を始めとする調査研究を推進

注1 県要綱：貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱

注2 自動車NO_x・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

(4) 市民に分かりやすい指標の検討

- 市民に分かりやすい指標を設けることは、市民の大気環境への関心を高め、改善に向けた行動に結びつくことが期待される。
- 視程調査は、デジタルカメラ等が広く普及している現状では多くの市民が容易に調査でき、大気が澄んで遠くが見通せるような状態を実感することができる。
- 視程を市民に分かりやすい指標の候補として、視程調査の結果を活用して、引き続き検討する。

(5) 名古屋市環境審議会において継続して審議する事項

事 項	内 容
PM2.5対策 (中長期的課題)	○今後、環境濃度を予測するシミュレーションモデルを構築し、PM2.5の発生源別の寄与割合を明らかにして、効果的な対策を検討
快適な生活環境の 確保に係る目標値	○「(3)環境目標値の達成に向けて拡充する取組」に加え、より一層改善するための取組について、PM2.5対策(中長期的課題)とあわせて検討 ○SPM以外の大気汚染物質等についても検討
市民に分かりやすい 指標	○視程について、適切な調査方法、多くの市民が参加できるような仕組みを検討

4 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成29年7月下旬～ 8月下旬頃	市民意見の募集
9 月頃	名古屋市環境審議会大気環境目標値部会 (第一次報告のとりまとめ)
11 月頃	名古屋市環境審議会 (第一次答申)
平成 31 年 (予定)	名古屋市環境審議会 (最終答申)